

▶届出対象行為

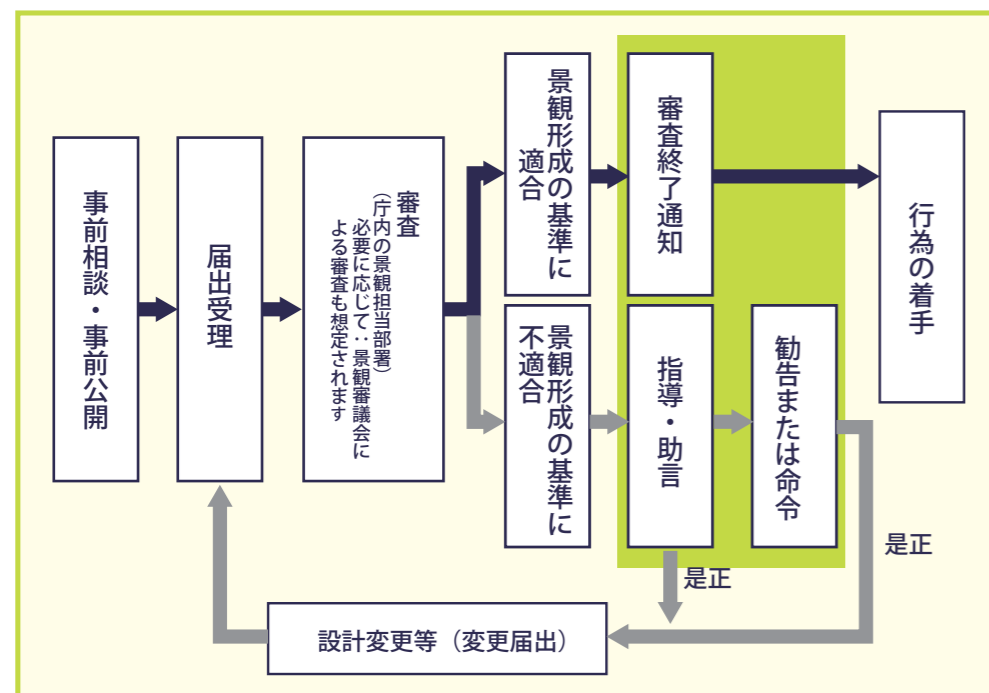
建築物、工作物、開発行為などについて、以下の規模以上の新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

ただし、農林業及び畜産業を営むために行う行為や他の法令等で許可、認可、届出等がされる場合は富良野市景観条例に基づく届出の対象外となることがあります。

種類・行為		規模
建築物	新築・移転	高さ10mを超えるもの又は建築面積700㎡を超えるもの
	増築・改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外
	外観を変更する修繕、変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの
工作物	さく、塀、擁壁等	高さ5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等	高さ10mまたは築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置されている場合は、盤面から工作物の上端までの高さ）を超えるもの
	風力発電設備	
	煙突その他これに類するもの	
	物見塔 その他これに類するもの	
	彫刻、記念碑等	
	観覧車、コースター等	
	自動車車庫等の用に供する立体施設	
	アスファルトプラント等製造施設	
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
太陽電池発電施設	高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの	
修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	
開発行為等 / 土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件堆積 (工事用現場資材等の一時的なものを除く)	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

※工作物全てにおける増設、改築について、増改築により上記対象規模を超える場合は届出対象となります。ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象外です。

▶届出に係る基本フロー図



届出対象となる行為を行う際は景観法に基づき着手の30日前に届出を必要とします。

**事前相談
事前公開**
をお願いしています

届出をしようとするものは関係住民等へ当該届出に係る行為の内容を周知するとともに、説明会等の方法により事前公開しなければなりません。

富良野市景観計画 概要版(案)

▶景観計画策定の目的

富良野市では、事業等による環境悪化や紛争を未然に防止し、自然環境を守ることを目的に、富良野らしさの自然環境を守る条例（平成2年条例第21号制定）を制定し、景観の保全に取り組んできました。しかし、同条例の制定から20年以上が経過し、富良野市を取り巻く社会環境が変化してきております。

そこで、富良野らしさの自然環境を守る条例の理念を受け継ぎ、景観法に基づく「富良野市景観計画」「富良野市景観条例」を策定し、将来にわたって良好な景観形成を図ることを目的とします。

▶基本理念

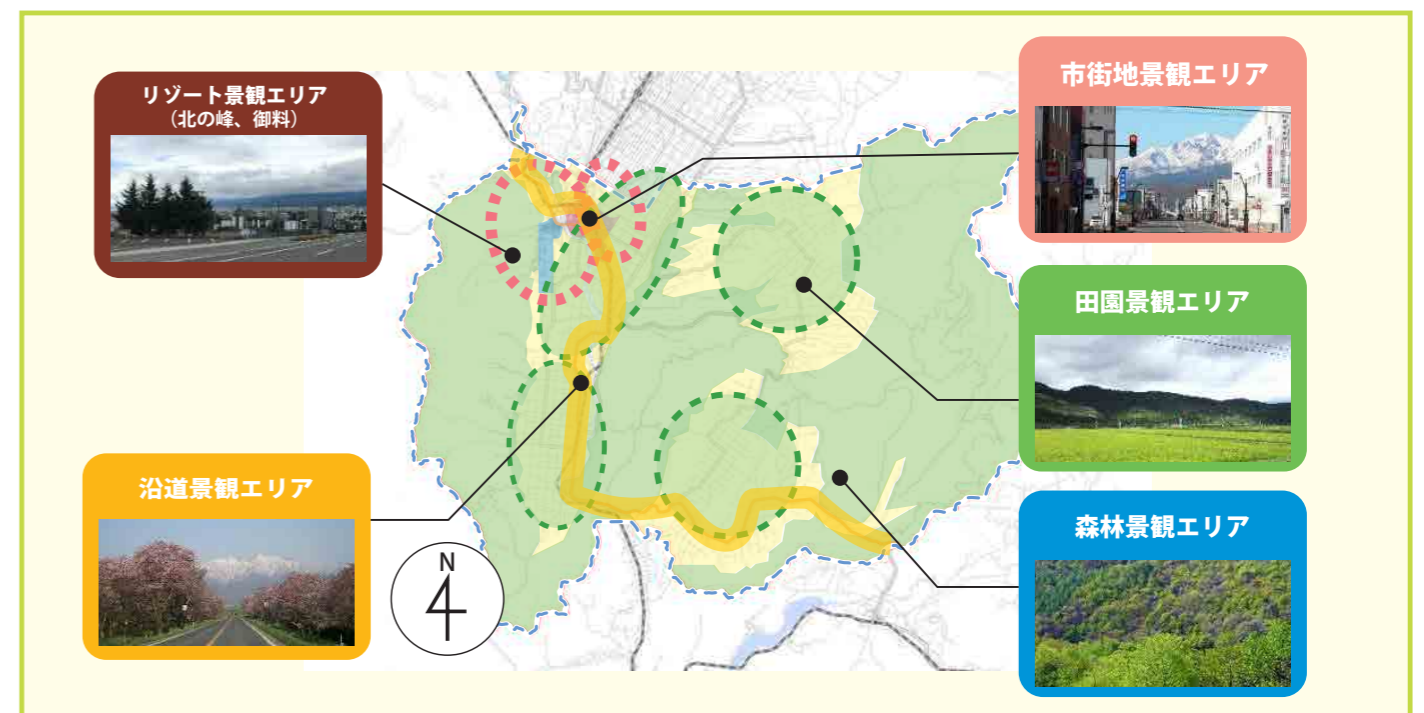
峰々（みねみね）の自然とくらしが共生する 田園都市ふらの

▶基本方針

1. 山並みのみどりや空知川などの自然環境を大切にした景観づくり【森林景観エリア】
2. 東西の峰々を背景にした美しい市街地景観づくり【市街地景観エリア】
3. 地区ごとの特徴を生かした田園景観づくり【田園景観エリア】
4. 夕張山地の雄大な自然と調和するみどり豊かなリゾート景観づくり【リゾート景観エリア】
5. 富良野市を中心に広域につながる沿道景観づくり【沿道景観エリア】

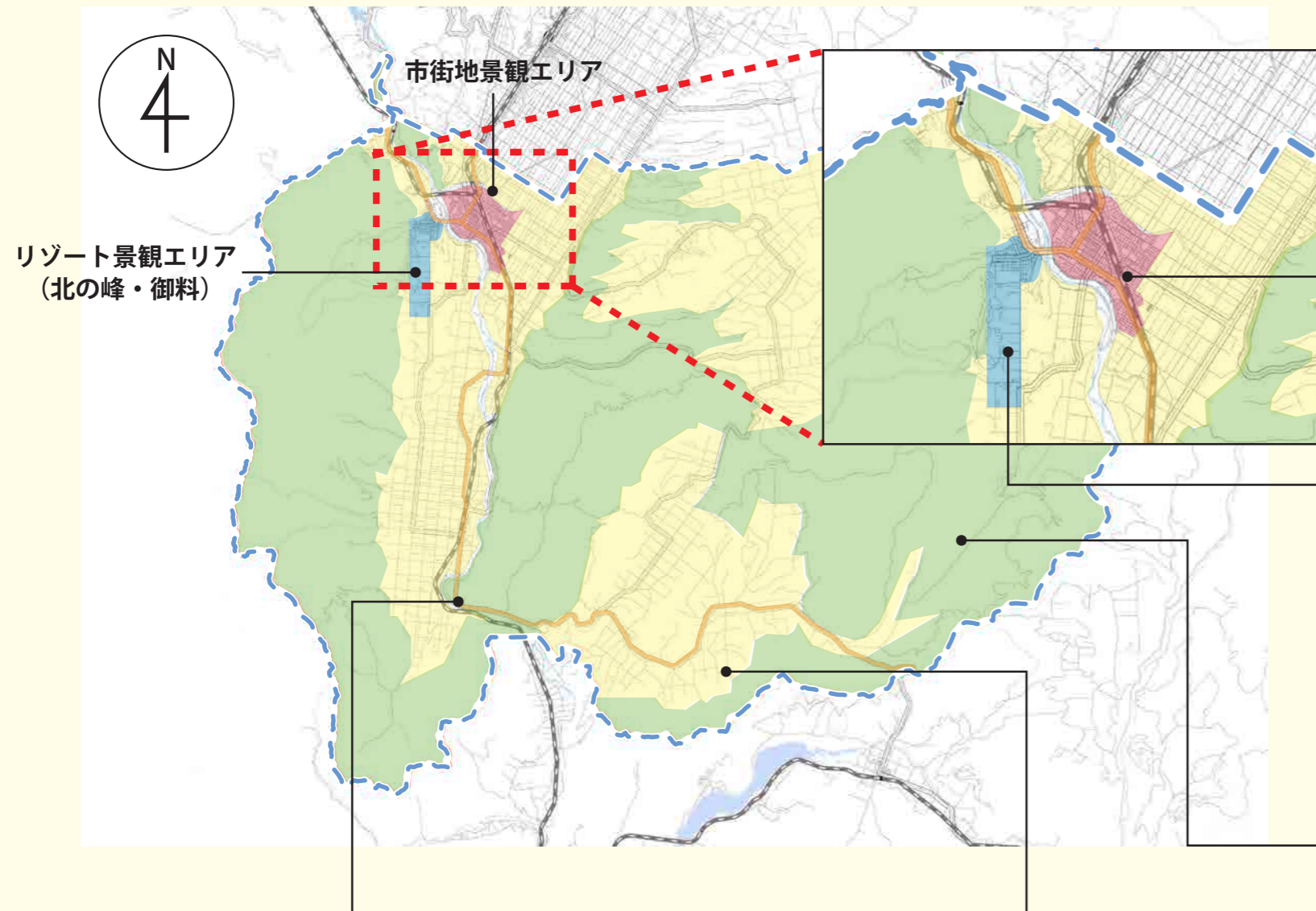
▶対象区域

富良野市の景観づくりは5つのエリアに分けて考えることができます。



▶各区域の景観形成の方針と主な景観形成基準

各エリアの景観特性をふまえ、景観形成の方針と景観形成基準を以下のように決めました。



沿道景観エリア

< 景観形成の方針 >

- ・富良野、美瑛地域をつなぐ国道 237 号線からの眺望に配慮し、広域観光の周遊の魅力を高めます。
- ・沿道から見える大雪山十勝岳連峰や芦別岳を背景とした田園景観などの眺望を保全、活用します。

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩、素材とすること。
- ・屋根の色は、周辺の自然環境、田園景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。
- ・沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込むような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。

田園景観エリア

< 景観形成の方針 >

- ・基幹産業である農業を大切にし、農地・緑地の保全を行います。
- ・富良野市のすぐれた観光資源としての田園景観を生業としての農業の共生を図ります。
- ・地区ごとの個性ある田園景観の保全・活用を図ります。

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・発光を伴うものは原則設置しないこと。
- ・企業が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。

市街地景観エリア

< 景観形成の方針 >

- ・富良野、美瑛地域の拠点にふさわしい〔にぎわい〕と〔もてなし〕の空間をつくりま
- ・人々の豊かで潤いのある暮らしが息づく、住み心地の良い住環境をつくりま
- ・観光と暮らしが共存する、回遊性があり人々の交流が促される空間をつくりま

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・歩行者に圧迫感を与えない位置・配置とすること。
- ・企業が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。
- ・沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込む滞留空間の設置や、にぎわいが表出するような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。

リゾート景観エリア（北の峰・御料）

< 景観形成の方針 >

- ・自然環境との調和に配慮し、国際的なリゾート地として四季折々の自然の彩りあふれる景観づくりを図ります。
- ・北の峰・御料地区から見える市街地への良好な眺望に配慮します。

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・市街地を見下ろす景観や展望地からの周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとする
- ・屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。
- ・発光を伴うものは原則設置しないこと。

森林景観エリア

< 景観形成の方針 >

- ・市民の故郷の景観である雄大な山々や豊かな樹木の保全・活用を図ります。
- ・良好な自然環境、森林環境の眺望に配慮します。

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・屋根と外壁の色は相互になじみ、調和する配色とすること。
- ・屋根の色は、周辺の自然環境・田園景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努める
- ・発光を伴うものは原則設置しないこと。

全エリア共通

< 景観形成の方針 >

- ・富良野らしい景観形成の土台となる自然環境との調和を図ります。
- ・富良野盆地の地形を活かした良好な眺望を配慮します。

< 景観形成基準（一部抜粋） >

- ・大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した位置、配置とすること。
- ・案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）
- ・敷地内は周辺環境との調和を図り可能な限り芝生、植栽、花壇等で緑化、修景を行い、特に道路等の公共空間に面した空間は街並みにふさわしい修景を行うこと。